

地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第1 地方自治法施行令の一部改正

地方公共団体が包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結したときに告示すべき事項からこれらの契約を締結した者（外部監査人）の住所を除く。
（第百七十四条の四十九の二十八第一号、第百七十四条の四十九の三十五第一号関係）

第2 公職選挙法施行令の一部改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の施行に伴い、所要の改正を行う。（第百四十一条第一項関係）

第3 施行期日

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和八年九月三日）から施行する。
（附則関係）